

2008年4月23日

学校法人 学習院長 波多野敬雄 様

## 学習院大学自然科学研究棟（仮称）建設についての質問・意見書

バイオハザード予防市民センター

幹事 川本 幸立

連絡先：〒267-0065

千葉市緑区大椎町 1188-78

電話 & fax 043-294-2138

### 目次

1. 施設概要に関する情報の提供について
2. 確定判決を踏まえた遺伝子組換え施設などの危険性について
3. 未然防止、予防原則、説明責任の徹底について
4. WHO 規定などの遵守について
5. 立地及び配置条件、住民合意について
6. 第1種中高層住居専用地域への研究施設立地の妥当性について
7. 危険物などについて
8. 地震・火災時など非常時の対応と危険物漏洩・拡散の影響評価の実施について
9. 供用開始後のモニタリングの実施について
10. 規定類の公表について
11. 安全情報の公開とリスクコミュニケーションについて
12. その他

学校法人 学習院が計画している自然科学研究棟（仮称）の建設について、以下の質問並びに意見を提出します。**5月20日までに文書にて回答くださるようお願い申し上げます。**

1. 施設概要に関する情報の提供について

施設の利用について情報が一切開示されていないので、周辺環境への影響を判断する基礎情報として施設概要に関する以下の情報を提供いただきたい。

施設概要

1. 1 施設名称
- 2 施設所在地
- 3 連絡先・担当部署・氏名
- 4 バイオ施設開設年（予定年）
- 5 敷地面積
- 6 主たるバイオ施設規模
 

地上	階	地下	階	構造	高さ	m
延床面積			m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	
- 7 研究概要
- 8 研究所職員数
- 9 救急医療従事者
 

有	無
---	---
2. 1 施設が立地する都市計画法上の用途地域
 

1 種低層住専、2 種低層住専、1 種中高層、2 種中高層、1 種住居  
2 種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用  
市街化調整区域、都市計画区域外
- 2 近隣に水源地
 

有	無	水源地までの距離	m
---	---	----------	---
- 3 近隣（敷地境界から周囲500m以内）に住宅・公共施設
 

有	無	住宅・公共施設までの距離	m
---	---	--------------	---
3. 1 病原体実験
 

有（レベル1、2、3、4）	無
各レベルの実験室数	
- 2 組換えDNA実験
 

有（P1、P2、P3、P4、LS-C、LS1、LS2）
無
各実験室数
- 3 動物実験
 

有	無
実験動物の種類と年間使用頭（匹）数	
ラット、マウス、ウサギ、モルモット、サル、犬、節足動物	
その他（ ）	
動物の区分（ノトバイオート、SPF、コンベンショナル）	
- 4 放射性物質
 

有	無
---	---
- 5 特定化学物質
 

有	無
---	---
- 6 有機溶剤
 

有	無
---	---

7	感染性廃棄物の処理方法（敷地内処理、外部委託、その他）		
8	研究排水処理設備	有	無
	処理項目（滅菌処理、COD、SS、BOD、中和、その他）		
9	敷地内焼却処理	有	無
4 . 1	耐震安全性 設計基準（96年計画基準、87年計画標準、81年新耐震基準）		
2	大地震動後の実験業務継続性	要	不要
5 . 1	1 地方自治体との公害防止協定書（予定）	有	無
	2 住民との協定書（予定）	有	無
	3 環境保全対策書	有	無
	4 安全管理委員会（予定）	有	無
	5 安全管理規程（予定）	有	無
	6 自主管理マニュアル（予定）	有	無
	7 施設パンフレット（予定）	有	無
	8 環境影響評価書	有	無

## 2 . 確定判決を踏まえた遺伝子組換え施設などの危険性について

バイオ施設をめぐる安全性については2005年2つの確定判決（東京新宿・国立感染研実験差し止め訴訟、大阪・高槻JT情報公開訴訟）が下されている。

判決文では、

- ・ 病原体や遺伝子組換え微生物を扱う施設には潜在的な危険性がある。
- ・ 病原体等の漏出や感染が、事実上回復の極めて困難で甚大な被害を招来する危険性を持つ。
- ・ 漏出防止のために現代の最新の科学的知見と万全の施策を講じて未然防止に努める必要がある。
- ・ 未然防止のためにもまた広く国民の理解と協力を得るためにも、情報公開には大きな意義がある。

とされた。

これらについて認識しているか伺う。

## 3 . 未然防止、予防原則、説明責任の徹底について

研究施設はABC公害（\*）の発生源となる環境リスクを伴う施設である。

\* A:放射性物質、B:生物、C:化学

とりわけ、バイオハザード（生物災害）の特性として、病原体等が漏出しても直ぐには検出は困難、条件が整えば増殖する、不顕性感染がある、病原体の分離・同定が

技術的に困難なため原因不明とされたまま経過することがある、などが挙げられる。

そこで、「地域社会への貢献」のために、学校法人の使命として、

- ・施設を発生源とする公害の未然防止と予防原則の尊重
- ・立地選定や安全管理の実態も含めた住民への説明責任の徹底  
(住民との安全情報の共有とリスクコミュニケーション)

を基本とすべきと考えるがいかがか。

#### 4. WHO 規定などの遵守について

「周辺環境に十分配慮しながら研究を進める」のであれば、以下の法令、規則類を遵守する必要があると考える。遵守の有無、遵守しない場合その理由を明確にいただきたい。

世界保健機関 (WHO)「病原体等実験施設安全対策必携」第 3 版

世界保健機関 (WHO)「保健関係施設における安全性」

WHO バイオセーフティプログラム

第 58 回世界保健会議決議

生物多様性条約とカルタヘナ議定書

建設大臣官房官庁監修「官庁施設の総合耐震計画基準・平成 8 年版」

日本建築学会編「実験動物施設の設計」(彰国社)

日本建築学会編「平成 8 年度ガイドライン実験動物施設の建築および設備」(アドスリー)

JIS K3800-2000「バイオハザード対策用クラス キャビネット」

#### 5. 立地及び配置条件、住民合意について

上記の法令・規則等に基づき、遺伝子組換え実験施設、病原体実験施設、動物実験施設について、以下の項目を満足しているかチェックすべきである。チェック結果について伺う。

##### (1) 遺伝子組換え実験施設

実験施設は人のいるすべての地域に害を与えないように、その立地に配慮されているか。(2 WHO「保健関係施設における安全性」)

可燃物を使用する火災危険の大きい施設は、火災の影響と類焼を最低にするために患者や公衆が近くにいる地域並びに可燃物保管施設から離れて立地しているか。(2 同上)

汚染された空気は、実験施設内に再び入ったり再還流しないように、また隣接する

建物や公共施設に入らないように排気されるか。(2 同上)

災害対策要綱の作成にあたっては、危険に曝される職員と住民の範囲を確定しているか。災害対策要綱は一定の間隔をおいて見直し、また当局と周辺住民団体に提供しているか。(2 同上)

周辺の気流状況、接地逆転層、いぶし現象の場合の施設排気の状態を検討しているか。(『感染研の国際査察』技術と人間)

建設について周辺住民の同意を得ているか。(EU理事会指令、カナダCDC)

## (2) 病原体実験施設

～ 1.1に同じ

レベル3実験室からの排気は直接建物の外に排出し、人のいる建物とその空気取入れ口から遠く離れて拡散されているか。(2 WHO「病原体実験施設安全対策必携」)

病原菌類・放射性物質を貯蔵又は使用、研究する施設については、特に周辺へ危険が及ばないような配置になっているか。(2 「官庁施設の総合耐震計画基準」)

過去の災害記録・地盤調査などをもとに地震、洪水、津波などの災害危険度の大きい箇所への立地は避けられているか。(2 同上)

## (3) 動物実験施設

感染微生物、寄生虫を媒介する昆虫などの棲息地域ではないか。(2 「実験動物施設の設計」)

飼育対象の動物種が罹患し易い病気が潜在又は流行している地域ではないか。(同上)

悪臭、騒音等、動物飼育にともなって発生する多岐に渡る問題で周辺住民に迷惑を及ぼさないよう、住宅隣接地を避けて立地しているか。(同上)

明確な将来計画に基づき、増設・拡張が容易な構成配置か。(同上)

動物の飼育舎は独立の離れた単位施設か。(2 「病原体等実験施設安全対策必携」)  
建設について周辺住民の同意は得ているか。(2 )

## 6. 第1種中高層住居専用地域への研究施設立地の妥当性について

計画施設の敷地の用途地域は第1種中高層住居専用地域ときく。

昭和52年建設省住指発778号通達によれば、第1種中高層住居専用地域は近隣の居住環境を害するおそれのある用途が主である研究施設は建築できない地域である。

通達によれば、「その他これらに類するもの」は、教育施設、研究施設その他の教育文

化施設で第 2 種住居専用地域（川本注：現第 1 種中高層住居専用地域）の居住環境を害するおそれが少ないものであり、これに該当するか否かは名称等による形式的な判断ではなく、設立目的、建築物の設計、利用形態等により実質的に判断すること。具体的には各種学校、職業訓練校、研修、学術の研究所等が含まれるが、騒音等の発生等により近隣の居住環境を害するおそれのある用途が主である建築物は除かれる」としている。

建築基準法上、第 1 種中高層住居専用地域は「大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの」は建築可能であるが、研究施設の面から見ると「実際の研究内容、利用形態等を検討した上で、近隣の居住環境を害するおそれのある用途が主でない」と判断されてはじめて建築可能となる。

そこで以下伺う。

建築確認申請時、実際の研究内容、利用実態などを検討判断するためのどのような資料や情報を提供したのか。

「2. 遺伝子組換え施設などの危険性について」で示したとおり、当施設は近隣の居住環境を害するおそれのある用途が主である施設と解されるがいかがか。

の場合、用途地域内の建築規制を定めた建築基準法第 48 条に違反する建築物の可能性もあると考えるがいかがか。

## 7. 危険物について

以下の情報を提供いただきたい。

病原体、実験動物、DNA 廃棄物など取り扱い、保管する主要な危険物の種類と量  
実験動物の種類と年間使用頭（匹）数、放射性物質、特定化学物質、有機溶剤、病原体類など

## 8. 地震・火災時など非常時の対応と危険物漏洩・拡散の影響評価の実施について

実験研究に伴う危険物漏洩・拡散の周辺への影響評価の実施を要望する。

平常時、非常時などにおいて以下の予測・評価を行うべきである。情報の提供を求める。

### （1）平常時の排出・漏洩量の予測

実験に伴う排水や排気中や廃棄物に含まれる一次側の病原体等の種類、量、サイズ（排気の場合）はどの程度か。

HEPA フィルタ、排水処理設備、高圧滅菌機などの実際の除菌・滅菌性能を把握しているか。

実験排気量と拡散範囲、環境中に漏出する病原体等の種類と量はどの程度か。

( 2 ) 非常時の対応と排出・漏洩量の予測

大地震動時（震度 7）の対応と被害、環境中に漏出する病原体等の種類と量の予測の最大はどの程度か。

火災発生時の場合。とりわけ P 3 施設や R I 施設の消火設備及び排煙設備の実際。停電時の場合。

機器（システム）故障時の場合。

( 3 ) 人為的ミス・過誤の予測

人為的ミス・過誤にはどのようなものが想定されるか。

人為的ミス・過誤の発生確率はどの程度か。

その場合の対応、環境中に漏出する病原体等の種類と量の予測の最大はどの程度か。

( 4 ) 被害予測

周辺環境（居住者、生活行動、施設、自然環境など）を把握しているか。

平常時、非常時において漏出する病原体等の拡散範囲と量はどの程度か。

実験感染者の行動範囲とその影響はどの程度か。

により想定される被害はどの程度か。

9 . 供用開始後のモニタリングの実施について

供用開始後に病原体等による環境影響等のモニタリングを行うべきである。

そこで以下伺う。

病原体等の流出や被害の有無、程度を確認するためにモニタリングを実施（水質、排気、大気測定など）する計画があるか。

疫学調査を定期的実施する計画があるか。

10 . 規定類の公表について

関連する規定類の概要について教示いただきたい。

少なくとも以下の「規則類」「対策書」については開示されるべきと考えるがいかがか。

- ・安全管理規程
- ・自主管理マニュアル
- ・組換え DNA 実験安全規則
- ・病原微生物取扱い実験安全規則

- ・ 実験動物取扱い安全規則
- ・ 放射性物質取扱い安全規則
- ・ 感染性廃棄物処理計画、管理規程
- ・ 混触危険物取扱い要領
- ・ 環境保全管理方針
- ・ 緊急時対応規程
- ・ 環境保全対策書

#### 1 1 . 安全情報の公開とリスクコミュニケーションについて

供用開始後の日常の業務に伴う安全管理の実態について一般に開示すべきと考えるがいかがか。住民とのリスクコミュニケーションについてどのように考えているのか伺う。

#### 1 2 . その他

以下の内容について明らかにしていただきたい。

- ・ 実験器具類の洗浄水の処理について
- ・ 実験排水の処理内容について、及び放流基準遵守の確認方法
- ・ バイオハザード対策キャビネットの HEPA フィルター及び排気ダクトの HEPA フィルターの現場試験方法
- ・ 風害の予測方法の詳細について（周辺の既存の構築物や障害物、地形の詳細な考慮の有無など）

以上